仕　様　書

1　概　　要

（１）件　　名：令和８年度九州農政局福岡市庁舎外７庁舎で使用する電気の調達（高圧電力）

（２）需 要 場 所：九州農政局福岡市庁舎
（福岡県福岡市博多区住吉３丁目 17－21）
九州農政局佐賀市庁舎（佐賀県佐賀市栄町３－51）
長崎地方合同庁舎（長崎県長崎市岩川町 16－16）
九州農政局大分市庁舎（大分県大分市中島西１－２－28）
九州農政局宮崎市庁舎（宮崎県宮崎市老松２丁目３－17）
九州農政局南部九州土地改良調査管理事務所庁舎
（宮崎県都城市志比田町 4778－１）
九州農政局八代平野農業水利事業所庁舎
（熊本県八代市日置町 171－１）
九州農政局宇城農地整備事業所庁舎
（熊本県宇城市松橋町松橋 357－１）

（３）業種及び用途：官署（事務所）

2　仕　　様

（１）供給電力に係る条件

供給先に対する供給電力量のうち、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が 40%を満たすこと。また、その環境価値について、発注者に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。

＊参照：https://www.there100.org/　（RE100 ホームページ）
：https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/files/RE100_gaiyou_20250630.pdf（環境省：RE100 とは）

（２）供給電力方式等

①　供給電気方式　　：交流３相３線式
②　供給電圧（標準電圧）　：６，６００Ｖ
③　計量電圧（標準電圧）　：６，６００Ｖ
④　標準周波数　　：６０Ｈｚ
⑤　受電方式　　：需要場所ごとに１回線受電

（３）予定契約電力量及び予定使用電力量
①　予定契約電力量　別紙１のとおり
②　予定使用電力量　別紙１のとおり

（４）使用期間
令和９年３月１日０：00　から　令和 10 年２月 29 日 24：00 まで

（５）電力量等の計量
①　自動検針装置　：有
②　電力会社の検針方法　：遠隔自動検針
③　電力量計の構成　：電力需給用複合計器（通信機能付き）

（６）需給地点
各需要場所の構内柱上に設置した気中開閉器の電源側リード線の接続点とする。

（７）電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ。

（８）保安上の責任分界点
需給地点に同じ。

（９）電気料金の算定方法
電気料金の算定は、次に掲げる①～⑤の方法により行うものとする。
電気料金の計算は、次の①－１、①－２、①－３、①－４及び①－５を合計して得た金額とする。なお、①－４及び①－５の金額は、入札の対象としない。
①－１　基本料金
需要場所ごとに月ごとの基本料金単価を定め、当該需要場所ごとに月ごとの予定契約電力量に応じて設定するものとする。
なお、毎月の力率割引及び力率割増がある場合は、受注者が独自に定める公開された算定諸元により算出するものとする。
①－２　電力量料金
需要場所ごとに月ごとの電力量料金単価を定め、当該需要場所ごとに月ごとの予定使用電力量に応じて算定するものとする。
①－３　再生可能エネルギー料金
需要場所先に対する供給電力量（予定使用電力量）のうち、「RE100 TECHNICALCRITERIA 」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合を 40％としているため、需要場所ごとに月ごとの再生可能エネルギー料金単価を定め、当該需要場所ごとに月ごとの予定使用電力量のうち 40％分を算定するものとする。

①－４　燃料費等調整額

各月の燃料費等調整額は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が適用する燃料費等調整単価の算定諸元に準じるものとし、基準燃料価格に上限を定める必要はないものとする。契約期間中に燃料費等調整に係る制度の改定があった場合は、別途協議を行い、算定方法を定めるものとする。なお、燃料費等調整額には当該地域を管轄する一般送配電事業者が算出する離島ユニバーサルサービス単価を含むものとする。

①－５　再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）に基づく賦課金（以下「再エネ賦課金」という。）は当該地域を管轄する旧一般電気事業者の標準供給条件により算定するものとする。

②　単価の単位は、円とし、小数点以下第２位まで表示することとする。

③　料金その他の計算における合計金額の単位は、円とし、その端数については、小数点以下を切り捨てる。

④　消費税の取扱い

単価、賦課金等の算定は、消費税及び地方消費税を含んで行うものとする。

⑤　別紙２の計に係る消費税及び地方消費税の単位は、円とし、その端数については、小数点以下を切り捨てる。

⑥　各単価は内税方式を想定しているが、外税方式の場合には、契約書の料金体系を内税方式に変更することができる。

⑦　電力量その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

ア）予定契約電力量の単位は、１キロワット（ｋＷ）とし、その端数については、小数点以下第１位で四捨五入する。

イ）予定使用電力量の単位は、１キロワット時（ｋＷｈ）とし、その端数については、小数点以下第１位で四捨五入する。

ウ）力率の単位は、１パーセントとし、その端数については、小数点以下第１位で四捨五入する。

(10) 対価の支払方法

①　受注者は、毎月始めに前月電気使用量等を記載した明細等を需要場所ごとに送付、メールで送信又はｗｅｂで確認ができることとする。

②　受注者は、需要場所で使用した電気料金を合計した請求書を提出するときは、需要場所ごとの内訳を添付し、九州農政局総務部会計課調達係へ送付すること。

なお、最終月分に係る請求書の送付については、③の再生可能エネルギー電気の確認資料のうち、別紙２の提出後に行うこと。

③　再生可能エネルギー電気の確認資料

受注者は、契約年度における電力供給の終了後翌月 10 日までに、供給元電源情報及び供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料として、別紙２（任意様式可）を発注者に送付すること。

また、再生可能エネルギー電気の供給に用いた証書の写しを協議により定めた期間内に提出すること。

なお、提出された証書の写しに記載されている情報が「２　仕様」を満たしていない場合、受注者は、「２　仕様」を満たす証書を追加で購入し、その証書の写しを発注者に提出する等により補修すること。

④　発注者は、電気使用料金を発注者及びその他の機関等で分担して支払う場合は、その負担額を計算し、受注者へ通知することとする。

３　環境への配慮

（１）主な環境関係法令の遵守

受注者は、本件の履行に当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする。

ア　国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）

イ　労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）

ウ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）

エ　国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）

（２）環境配慮に関する特記事項

受注者は、本件の履行に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

ア　環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ　エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

ウ　臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

エ　廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

オ　みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

４ 留意事項

（１）現在の受給状況は、九州電力送配電株式会社から「電気最終保障供給約款」により受電している。

（２）力率は使用期間中 100％を保持する予定（昨年度実績は全て 100％）

（３）フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。

（４）本仕様書の設備に接続する非常用自家用発電設備は有していない。

（５）太陽光発電設備は１（２）需要場所のうち、長崎地方合同庁舎のみ設置有
　発電容量　５ｋＷ

（６）障害等が発生した場合は、迅速に対処できる体制を有すること。

（７）この仕様書に定めのない事項について疑義が生じたときは、受注者と協議し、指示に従うものとする。

別紙1

予定契約電力量

（単位：kW）

需要場所	九州農政局 福岡市庁舎	九州農政局 佐賀市庁舎	長崎地方 合同庁舎	九州農政局 大分市庁舎	九州農政局 宮崎市庁舎	南部九州土地 改良調査管理 事務所庁舎	八代平野農業 水利事業所庁 舎	宇城農地整 備事業所庁 舎
	72	73	110	72	65	40	29	32

予定使用電力量

（単位：kWh）

年　月	九州農政局 福岡市庁舎	九州農政局 佐賀市庁舎	長崎地方 合同庁舎	九州農政局 大分市庁舎	九州農政局 宮崎市庁舎	南部九州土地 改良調査管理 事務所庁舎	八代平野農業 水利事業所庁 舎	宇城農地整 備事業所庁 舎	電力量合計
令和9年3月	8,700	9,400	15,000	6,700	4,900	4,600	2,900	3,900	56,100
令和9年4月	6,500	6,800	8,800	5,100	4,700	3,400	2,200	2,700	40,200
令和9年5月	6,700	6,200	8,200	4,700	4,700	3,100	2,000	3,300	38,900
令和9年6月	8,000	7,400	11,200	6,100	7,000	4,900	2,900	4,100	51,600
令和9年7月	12,000	11,000	20,700	9,000	9,600	6,300	4,200	5,900	78,700
令和9年8月	11,600	9,600	21,200	8,500	9,100	5,800	3,700	5,400	74,900
令和9年9月	11,600	9,400	20,300	7,800	8,900	5,300	3,500	4,700	71,500
令和9年10月	8,900	7,600	14,200	6,000	7,500	4,400	2,800	4,300	55,700
令和9年11月	6,800	6,700	9,100	4,900	4,400	3,900	2,400	3,200	41,400
令和9年12月	8,700	10,200	16,900	6,800	5,300	5,700	3,300	4,300	61,200
令和10年1月	9,900	11,600	18,100	8,000	6,000	6,900	4,300	5,600	70,400
令和10年2月	8,800	11,300	16,700	6,800	5,300	6,100	3,300	4,400	62,700
合　計	108,200	107,200	180,400	80,400	77,400	60,400	37,500	51,800	703,300

別紙２

〇年〇月〇日

特定電源割当証明書

●●●
〇〇　〇〇　様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇
代表取締役　〇〇　〇〇

以下の通り●●●に電力を供給したことをここに証する。
また、供給元電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●に移転したことと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

１　お客様情報

お客様番号	〇〇〇〇
需要施設名	〇〇〇〇
需要施設住所	〇〇県〇〇市〇〇
契約電力	〇〇〇〇ｋW

２　供給期間
〇年〇月〇日～〇年〇月〇日

３　再生可能エネルギー由来電力量の情報（環境価値の属性情報は別添のとおり）

区分	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月（見込み）	累積（見込み）
再エネ由来電力量（kWh）【A】													
供給電力量（kWh）【B】													
再エネ比率（%）【A/B】													

担当者等連絡先
部署名：
責任者名：
担当者名：
Ｔ　Ｅ　Ｌ：
ＦＡＸ：
Ｅ－mail：

別添

環境価値の属性情報（見込みを含む）

環境価値の付与に 使用した証書の種類	供給元発電所名	住所	発電設備	環境価値 移転量 （kWh）	発電期間	認証番号
FIT非化石証書（再エネ指定）	○○発電所	○○県○○市○○	太陽光	○○	○年○月○日～○年○月○日	○○
非FIT非化石証書（再エネ指定）	○○発電所	○○府○○市○○	風力	○○	○年○月○日～○年○月○日	○○
			合計（kWh）			